

年 月 日

受付 番号	.....区・市・町・村	センター

## マンション管理アドバイザー派遣申込書

(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター  
理 事 長 様

住 所 〒 .....

マンション名 .....

(管理組合名) .....

役職名・氏名 .....

(区分所有者名) ..... 印

私共、.....管理組合（区分所有者）は、裏面の「マンション管理アドバイザー派遣について」に記載された内容を承諾のうえ、下記コースについてマンション管理アドバイザーの派遣を申し込みます。

## 記

派遣申し込みコース名 .....

派遣希望日

第1希望日 年 月 日 時 分～

第2希望日 年 月 日 時 分～

※ 派遣希望日は、派遣申し込みをされた日から、少なくとも2週間以上離してご記入ください。

前回申込み年月日 年 月 日 (コース名) .....

マンションの概要

\*建設年度 昭和・平成・令和 年度 \*棟数・戸数 棟 戸

\*区分所有者数 名 \*形 態 単棟型・団地型・複合型

\*管理形態 自主管理 管理委託

委託管理会社名 .....

連絡先 住 所 〒 .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) FAX ( ) .....

メールアドレス .....

## マンション管理アドバイザー派遣について

第1 本契約は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が行う管理アドバイザー派遣制度を利用することにより、管理組合等又は区分所有者の自主的な意思決定への支援をより一層充実するため、マンション管理アドバイザー（以下「管理アドバイザー」という。）が現地に赴き、助言、情報提供やアドバイスを行うことを目的としています。

第2 センターが行うアドバイスは、別表1「アドバイスの内容」に記載のとおりです。

第3 センターは、アドバイスを第三者に委託することがあります。

第4 別表1の業務において、大規模修繕計画書の作成や劣化診断調査については行いませんので、大規模修繕計画書や劣化診断調査は、別途専門家等による業務が必要になります。

第5 センターが行う説明の時間は2時間以内とし、延長はいたしません。

第6 管理アドバイザーの人選はセンターが行い、管理組合等又は区分所有者は管理アドバイザーを指定することができません。

第7 センター及びセンターが派遣した管理アドバイザーは、管理組合又は区分所有者間の紛争には一切関与いたしません。

第8 相談編（Bコース）の申し込みをした管理組合等又は区分所有者は、センターが管理アドバイザー派遣に必要な管理組合等に関連する資料（別表2）の提供を求めることがあります。この場合、申込者は原則として関連資料の提出をしてください。提出が無いときは管理アドバイザーの派遣ができないことがあります。

センターは、関連資料の提出を受けたときは、その資料の借り受け書を発行し、業務完了後に借り受けた資料を返還いたします。ただし、関連資料に対して管理組合等又は区分所有者が資料返還を求めない場合は、その資料についてはセンターにおいて処分いたします。

第9 管理アドバイザーの派遣申し込みをした管理組合等又は区分所有者は、派遣申し込みをした日から5日（土曜、日曜、祝祭日は除く）以内に、マンション管理アドバイザー派遣料（別表3）をセンターの指定する金融機関に送金するものとします。

センターは、派遣料の入金を確認した後、管理アドバイザー派遣書により連絡し、管理アドバイザーの派遣をいたします。

第10 管理組合等又は区分所有者は、管理アドバイザー派遣の申し込みを撤回したときは、センターに対し撤回の時期に応じて下記のとおり違約金を支払うものとします。センターは、受領済みの派遣料から違約金を控除して残金があるときは、これを返還いたします。

管理アドバイザー派遣日の4日前まで	金2,200円（消費税込）
管理アドバイザー派遣日の3日前以降	派遣料全額

別表 1

○ アドバイスの内容

A 講座編

コース名	講 座 内 容
A-1	マンション管理ガイドラインの解説
A-2	長期修繕計画作成ガイドライン活用の手引きの解説
A-3	管理委託の仕方
A-4	計画修繕工事の進め方
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方
A-6	管理組合の設立の仕方

※ 講座編にはテキストが必要です。別途有料にてお求めください。

B 相談編

コース名	相 談 内 容
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関する事
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関する事
B-3	管理委託契約等の契約に関する事
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関する事
B-5①	修繕工事検討段階での相談（建物・設備等の劣化状況の調査・診断及び修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等）に関する事
B-5②	修繕工事準備段階での相談（修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等）に関する事
B-6	その他マンション維持管理に関する事
B-7	マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関する事（充電設備の設置工事の注意点や費用、合意形成の仕方、管理規約等の変更、利用者からの駐車場料金の徴収方法、充電設備設置に伴う太陽光発電設備もしくは蓄電池設備の設置等）

※ 大規模修繕計画書の作成、劣化診断調査の業務は相談内容には含みません。

○ B-1, 2, 3にお申込みの方が他に聞きたい項目に○をつけてください。

(3つ以内)

1 理事会	2 総会手続	3 未収入金の督促	4 管理組合財産の取扱い	5 損害保険
6 ペット飼育	7 相隣関係（音を含む）	8 駐車場	9 共有地	10 生活上のマナー
11 その他	[具体的に]			

○ B-4, 5①及び②にお申込みの方が他に聞きたい項目に○をつけてください。

(3つ以内)

1 リフォーム	2 建物・設備の不具合（専用・共用）	3 施工方法
4 修繕工事の優先順位	5 見積書の取り方	
6 その他	[具体的に]	

○ 相談内容を具体的にお書きください。

--

別表 2

○ 関連資料

1	管理規約
2	使用規則（細則）
3	管理委託契約書
4	管理費等（修繕積立金を含む）会計関係資料
5	総会及び理事会議事録
6	長期修繕計画書
7	修繕工事経歴書
8	その他管理アドバイザーが必要と認めた資料

別表 3

マンション管理アドバイザー派遣料

コース名		派遣料	消費税(10%)	合計
講座編	(Aコース)	13,000円	1,300円	14,300円
相談編	(B1～6コース)	20,000円	2,000円	22,000円
	(B7コース)	無料		

マンション管理アドバイザー説明会場（必ずご記入ください。）

住 所 〒 .....

会場名 .....

電話番号 ( ) .....

マンション管理アドバイザー派遣料振込口座 【振込手数料はご負担ください。】

金融機関				支店名			振込口座名			
みずほ銀行				渋谷支店			(フリガナ)			
金融機関 コード	0	0	0	1	2	1	0	(ザイ) トウキョウトボウサイ・ケンチクマチヅクリ センター トウロクリョウクチ		
預金口座	口座番号									
普通	8	0	6	4	6	5	6	(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター 登録料口		

【令和元年11月25日に事務所移転しました】

移転先：新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0 - PLAGE 2 階

TEL 03-5989-1453 FAX 03-5989-1548